

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止についての意見・情報の募集についての御意見とそれに対する考え方

1. 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：令和4年6月18日～7月17日

提出意見：6件

2. 御意見とそれに対する考え方

頂いた御意見のうち、地域及び個人の特定につながり得る箇所は一部修正させていただきました。

その他修辭上の修正も必要に応じて施しております。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>要領の廃止自体は賛成するが、その代替として、(これは消費者庁の管轄になってしまうかもしれないが、)実際に三倍体魚が市場に流通する際に、遺伝子組み換え食品のように、括弧書きなどで消費者が購入前に認識できるような措置を導入してほしい。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。なお、遺伝子組換え食品については、厳正な科学的評価により安全性について問題がないとされたもののみ、食品衛生法の規定に基づき食品としての流通が認められ、さらに食品表示法の規定に基づき義務表示の対象となる食品が定められていますが、三倍体魚等は遺伝子そのものを改変しないことから、遺伝子組み換え食品と同様に扱う必要はなく、上記の対象となっております。</p>
2	<p>「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止について、賛成です。弊社は、カキ養殖を垂下式とバスケット方式で行っております。バスケット方式の種苗は、クペールによる天然採苗でスタートしましたが、現在は餌料プランクトン培養を自社で行い人工採苗により育てた稚貝を主に使用しています。</p> <p>シングルシードの販売先は多岐にわたりますが、海外との取引の場合、特に4月以降につきましては、3倍体カキかどうかの質問が必ずなされます。海外では3倍体カキが普通に流通していることを痛感しています。</p>	<p>廃止について賛成のご意見として承りました。</p>

	<p>弊社では、一昨年からカフェイン・温度処理による3倍体作出試験に取り組み、幼生段階での3倍体化を確認しています。そのようなことから、昨年度、県の指導の下、県漁協（カキ部会）の承諾を得て、試験養殖の準備を進めていたところです。今年度の「三倍体魚等の特性評価が同要領に適合していることの確認」申請の準備はできていましたが、今回、要領が廃止されることになれば、漁場使用の承諾が既に得られておりますので、この秋に種苗を海に入れることができると思います。</p> <p>世界に通用する3倍体カキを生産したいと考えております。</p>	
3	<p>国内で繁殖する可能性のない生物や国内の在来生物と交雑する可能性がない生物については特段の規制やモニタリング体制は必要ないが、国内在来種の倍数体については、その配偶子が自然界に流出した際の影響が懸念されるため、何らかの規制が必要。</p>	<p>要領の見直しにあたり、外部有識者から構成される検討会を3回にわたって開催し、その結果を「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の見直しについて（取りまとめ）として公表しています。</p> <p>水産庁としては取りまとめにおいて、</p> <p>①「三倍体」については一般的に生殖能力をほとんど持たず、配偶子形成能力を持つ場合でも放出する卵子、精子等（配偶子）の量が極めて少ないことが知られており、自然環境下において三倍体が同種の二倍体と比較して大きく生態系に影響を与えることは考えにくい</p> <p>②「四倍体」については、二倍体を超える生殖能力を持つものはないと考えられる一方、知見はないが、理論上、一部が同じ環境に生息する交配可能な同種、或いは近縁種の二倍体と交配して三倍体を産出する可能性が考えられる</p> <p>③三倍体魚等の養殖生産は拡大し続けているが、三倍体魚等が生態系に影響を与えたという事例は報告されていない</p> <p>とされたことを踏まえ、本要領を廃止して問題ないと判断するに至りました。</p>

4	<p>当方は代々カキの養殖をしております。年によっては牡蠣の身入りが悪く出荷が思うようにできず、収入も激減することがあります。三倍体牡蠣の養殖はこれから主体になっていくと思いますので、三倍体魚等の水産生物の利用要領の廃止をお願いします。</p> <p>三倍体の牡蠣を養殖してみたいです！</p>	<p>廃止について賛成のご意見として承りました。</p>
5	<p>明治中期から昭和初期の物理学者である寺田寅彦は、正しく恐れることの必要性を説いておられます。ゼロリスクはあり得ないことは理解していますが、だからと言って、今回、廃止を検討されている利用要領が実際に廃止された後に発生するリスクがどの程度であるのかは明確にされていません。統計学的にエビデンスを示しておられないという意味です。</p> <p>水産バイテク特性評価検討会の取りまとめを読ませてもらっても、「三倍体魚等が周辺の生態系に影響を与えたという報告はない」とありますが、もちろん、「ゼロの証明は不可能」であることは理解できますが、報告が無いということが一つの根拠となって判断されていると受け取れます。</p> <p>そして農業においては自由にできるという実態、水産生物については要領に基づいて特性の評価を求めてきていたという事実を示されています。民間企業等の優良誤認は、本要領廃止とは直接の関係があるようには思えませんが、これらを根拠として、有識者からなる検討会を開催されたということですが、(2)見直しの可否については、(ア)から(ウ)に留意すべきという検討会の意見があったとなっています。</p> <p>(ア)と(イ)については、有識者による特性評価検討会のご意見がごもっともだと思います。しかし、(ウ)に関しては、カキ生産地</p>	<p>要領の見直しにあたり、外部有識者から構成される検討会を3回にわたって開催し、その結果を「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の見直しについて(取りまとめ)として公表しています。</p> <p>水産庁としては取りまとめにおいて、</p> <p>①「三倍体」については一般的に生殖能力をほとんど持たず、配偶子形成能力を持つ場合でも放出する卵子、精子等(配偶子)の量が極めて少ないことが知られており、自然環境下において三倍体が同種の二倍体と比較して大きく生態系に影響を与えることは考えにくい</p> <p>②「四倍体」については、二倍体を超える生殖能力を持つものはないと考えられる一方、知見はないが、理論上、一部が同じ環境に生息する交配可能な同種、或いは近縁種の二倍体と交配して三倍体を産出する可能性が考えられる</p> <p>③三倍体魚等の養殖生産は拡大し続けているが、三倍体魚等が生態系に影響を与えたという事例は報告されていない</p> <p>とされたことを踏まえ、本要領を廃止して問題ないと判断するに至りました。</p> <p>なお、ご指摘の四倍体が養殖に利用されている実態は把握されていませんが、今後、必要が生じれば検討してまいります。</p>

	<p>に居住する住民としては容認できません。一部委員の発言は的を得ており、四倍体の導入が瀬戸内海になされる可能性を指摘しており、その導入は慎重であるべきと表明されている。</p> <p>この意見を黙殺する利用要領の廃止となっています。廃止した場合、国はどのように我が国周辺の海域の正常性を護っていくのが全く明確ではありません。一部の委員から「導入は慎重に行うべき」と意見表明された後、特性評価検討会はどのような意思決定をしたのかについて、詳細を開示するべきだと考えます。</p> <p>四倍体魚等は、三倍体魚等とは異なり、二倍体等との自然交配が可能です。世界一の生産性があるとされる瀬戸内海は、近年、生産性が落ちてきています。それでも、その海域を生業として生活している人がおられます。これらの方々は、自分たちではない他社・他者が勝手に持ち込む四倍体魚等によって、将来の生業が危険に晒されることとなります。</p> <p>何に対しても反対を表明しているわけではありません。</p> <p>きちんとした理由を説明していただきたいわけです。なぜ、要領を廃止する判断に至ったのかを今一度、国民に向けて情報開示をするべきだと思います。是非、ご検討ください。</p>	
6	<p>「三倍体魚等の養殖生産は拡大し続けているが、三倍体魚等が生態系に影響を与えたという事例は報告されていない。」をもって、際限なく養殖を拡大していいのかという疑問です。ある一定の比率を超えると生態系に大きな悪影響を及ぼさないとも限らないのではないのでしょうか？</p>	<p>要領の見直しにあたり、外部有識者から構成される検討会を3回にわたって開催し、その結果を「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の見直しについて（取りまとめ）として公表しています。</p> <p>水産庁としては取りまとめにおいて、</p> <p>①「三倍体」については一般的に生殖能力をほとんど持たず、配偶子形成能力を持つ場合でも放出する卵子、精子等（配偶子）の量が極めて少ないことが知られており、自然環境下において三倍体が同種の</p>

		<p>二倍体と比較して大きく生態系に影響を与えることは考えにくい</p> <p>②「四倍体」については、二倍体を超える生殖能力を持つものはないと考えられる一方、知見はないが、理論上、一部が同じ環境に生息する交配可能な同種、或いは近縁種の二倍体と交配して三倍体を産出する可能性が考えられる</p> <p>③三倍体魚等の養殖生産は拡大し続けているが、三倍体魚等が生態系に影響を与えたという事例は報告されていない</p> <p>とされたことを踏まえ、本要領を廃止して問題ないと判断するに至りました。</p>
--	--	--